

○田布施・平生水道企業団水道事業給水条例

	平成19年 3月27日	条例第 9号
改正	平成21年 3月 1日	条例第 2号
改正	平成24年 7月30日	条例第 1号
改正	平成25年 6月 1日	条例第 3号
改正	平成25年12月27日	条例第 4号
改正	令和 1年 7月31日	条例第 2号
改正	令和 5年12月26日	条例第 6号
改正	令和 6年 3月26日	条例第 3号

田布施・平生水道企業団水道事業給水条例(昭和59年田布施・平生水道企業団条例第5号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条～第14条）
- 第3章 給水（第15条～第26条）
- 第4章 料金及び手数料（第27条～第37条）
- 第5章 貯水槽水道（第38条～第39条）
- 第6章 管理（第40条～第42条）
- 第7章 罰則（第43条～第44条）
- 第8章 補則（第45条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、企業団水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水 給水装置により水を供給すること
- (2) 給水装置 需用者に水を供給するため、企業団が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具
- (3) 臨時用 工事等のために臨時に水を使用するもの
- (4) 定例日 料金算定の基準日として、あらかじめ企業長が定めた日
- (5) 水道メーター器 水の使用量を計量する機器

（給水区域）

第3条 企業団水道事業の給水区域は、田布施・平生水道企業団水道事業の設置等に関する条例(昭和43年田布施・平生水道企業団条例第1号)第2条第2項に定めるところによる。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの

- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用する消火栓で企業長以外の者が設置したもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 企業長は、前項の規定による申込みに当たり必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(加入金)

第6条 企業長は、給水装置を新設し、又は水道メーター器(以下「メーター」という。)の口径を増径する者から次の表に掲げる額の加入金を徴収する。ただし、メーターの口径を増径する場合の加入金は、増径後の口径に係る加入金の額と増径前の口径に係る加入金の額との差額に相当する額とする。

メーター口径	加入金の額
13mm	55,000円
20mm	99,000円
25mm	165,000円
40mm	396,000円
50mm	660,000円
75mm	1,320,000円
100mm	2,640,000円
125mm	3,960,000円
150mm	5,500,000円

- 2 加入金は、工事申込みの際、徴収する。ただし、企業長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合においては、還付することができる。
- 4 企業長は、第1項の規定にかかわらず、公益上又は特に必要があると認めるときは、加入金を減額し、又は免除することができる。

(給水装置工事の設計及び施工)

第7条 給水装置工事の設計及び施工は、申込みにより企業団が行うものとする。

- 2 前項の給水装置工事の設計及び施工について、企業長が認めるときは、法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に行わせることができる。
- 3 前項の規定により指定給水装置工事事業者が施工する場合は、あらかじめ企業長の設計審査及び材料検査を受け、かつ、工事竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。この場合において、企業長は、工事検査(給水装置の新設の場合に限る。)に合格しなかったときは、当該給水装置に係る第16条の給水の申込みを承認しないものとする。
- 4 第2項の規定による指定給水装置工事事業者の指定その他必要な事項については、企業長が別に定める。
- 5 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。

ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していると認めるときは、この限りでない。

(構造及び材質)

第8条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第4条に規定する基準に適合したものでなければならない。

2 企業長は、給水装置の構造及び材質が、前項で定める基準に適合していないと認めるときは、給水の申込みを拒むことができる。

3 企業長は、現に使用する給水装置の構造及び材質が第1項の基準に適合しなくなると認めるときは、その基準に適合させるまで給水を停止することができる。

(工事の費用負担)

第9条 給水装置工事に要する工事費及び当該工事に係るその他一切の費用(以下「費用」という。)は、当該工事申込者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるものについては、企業団において当該費用の全部又は一部を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第10条 第7条第1項の規定により企業団が施工する給水装置工事に係る費用は、設計費、直接工事費(材料費、布設費及び土工費)、共通仮設費(運搬費、労務費、安全費等)、現場管理費及び一般管理費等とする。

2 前項に掲げるもののほか、当該工事に特別の費用を要するときは、その費用を加算する。

(工事費の前納)

第11条 第7条第1項の規定により企業団が給水装置工事を施工するときは、工事申込者は、前条の規定より算出した費用を着工前に納入しなければならない。ただし、企業長が特別の事由があると認めるときは、当該工事の完成後に納入することができる。

2 企業長は、前項本文の規定により納入された工事の費用を当該工事の完成後に精算するものとする。

3 企業長は、工事申込者が工事の費用を企業長が指定した期限内に納入しないときは、第5条の給水装置の新設等の申込みがなかったものとみなす。ただし、企業長が期限内に納入しないことについて特別の事由があると認めるときは、納入を猶予することができる。

(所有権の移転)

第12条 給水装置の所有権は、工事の費用を完納したとき、工事申込者に帰属する。

(給水装置変更工事)

第13条 企業長は、配水管の移転その他特別の事由により給水装置に変更を加える工事(以下「給水装置変更工事」という。)を必要とするときは、当該給水装置の所有者(以下「所有者」という。)の同意がなくとも給水装置変更工事を行うことができる。

2 前項の給水装置変更工事に要する費用は、企業団の負担とする。

(給水装置の改善)

第14条 企業長は、給水装置に漏水その他水道管理上支障があると認めるときは、期日を定め当該給水装置の改善を図るよう指示することができる。

2 給水装置の所有者が前項の指示に従わないときは、企業団において改修措置を行い、その費用を納付させることができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 企業長は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事由及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することはできない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水を制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、企業団はその責を負わない。

(給水の申込み)

第16条 給水を受けようとする者は、企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 企業長は、事業計画に定める給水区域内の需用者から前項の申込みを受けたときは、給水するものとする。ただし、正当な理由がある場合は、これを拒むことができる。

(代理人)

第17条 給水装置の所有者が田布施町及び平生町内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、田布施町及び平生町内に居住する者のうちから代理人を選任し、企業長に届け出なければならない。代理人を変更する場合もまた同様とする。

2 企業長は、前項の規定による代理人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(管理人の選定)

第18条 次の各号の一に該当する場合は、その給水装置の使用人は、水道の使用に関する事項を処理するため管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有するとき。

(2) 給水装置を共用するとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるとき。

2 企業長は、前項の規定による管理人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第19条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人その他の従業者の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(給水の方法)

第20条 給水は、企業団所定のメーターを設置し、メーターによる計量制を原則とする。ただし、企業長が、必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、水道施設による給水水圧では、常時正常な給水が確保できないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる給水装置又は2階建以上の集合住宅等に給水する場合は、受水槽を設けこれに給水するものとし、受水槽の手前にメーターを設置するものとする。

3 前項の2階建以上の集合住宅等に給水する場合において、給水装置の所有者等により各戸の給水量をそれぞれ計量する方式を採用されるよう申込みがあったときは、別に定める基準に従い、各戸の給水量を遠隔指示により検針することができるメーター(以下「集合メーター」という。)を設置することができる。

4 前項の集合メーターを設置する場合は、第2項に定めるメーターを設置しないことができる。

5 メーターは給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。

(メーターの管理)

第21条 企業長は、メーターを水道の使用人若しくは管理人又は給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に貸与する。ただし、企業長は、水道使用者等の負担で設置させることが適当と認めるときは、水道使用者等に対し指定するメーターを設置させることができる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったためメーターを滅失又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(届出義務)

第22条 水道使用者等は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ企業長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止又は廃止するとき。
- (2) 消防演習のため消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに企業長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を継承し、引き続いて使用するとき。
- (2) 水道使用者等の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有権に変更があったとき。
- (4) 代理人又は管理人の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- (5) 共用給水装置の使用戸数又は箇所数に異動があったとき。
- (6) 消防用として水道を使用したとき。
- (7) メーターを滅失し、又は棄損したとき。

(消火栓の使用)

第23条 消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、企業長の指定する職員の立会を要する。

3 災害その他企業長の認める私設消火栓の公益上の使用については、正当の事由がなくこれを拒むことはできない。

(給水装置の管理)

第24条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異常があると認めるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 企業長が必要と認めるときは、前項の規定による届け出がなくても修理その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の修繕等に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

4 第1項の規定による善良な管理者の注意を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質検査)

第25条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、これを検査し、その結果を水道使用者等に通知するものとする。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収することができる。

(立入検査)

第26条 企業長は、給水装置若しくは水質の検査、検針又は給水状況を把握するため、日の出から日没までの間、給水使用者の邸内に水道職員等を立ち入らせることができる。

2 前項の水道職員等は、証票を携帯し、給水使用者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第27条 給水料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第28条 料金は、水道料金及びメーター使用料金とする。

- 2 水道料金は、次の表により算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、臨時用は、従量料金のみとする。

水道料金 (1か月当たり)			
メーター口径	基本水量	基本料金	従量料金
13mm	8 ³ mまで	1,584.0円	1月の使用水量が、メーター口径13mmから25mmの基本水量を超える場合は、その超える1立方メートルごとに253.0円とする。メーター口径40mm以上の場合は、220.0円とする。 ただし、5,000立方メートルを超える場合は、その超える1立方メートルごとに198.0円とする。さらに、20,000立方メートルを超える場合は、その超える1立方メートルごとに187.0円とする。
20mm	8 ³ mまで	1,584.0円	
25mm	8 ³ mまで	1,584.0円	
40mm	20 ³ mまで	4,400.0円	
50mm	20 ³ mまで	4,400.0円	
75mm	20 ³ mまで	4,400.0円	
100mm	20 ³ mまで	4,400.0円	
125mm	20 ³ mまで	4,400.0円	
150mm	20 ³ mまで	4,400.0円	
臨時用			
注 メーター口径の決定は、給水装置に設置したメーターの口径を原則とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。			

- 3 メーター使用料金は、メーター1個につき次の表のとおりとする。

メーター口径	使用料金(月額)
13mm	88.0円
20mm	176.0円
25mm	187.0円
40mm	352.0円
50mm	1,815.0円
75mm	2,200.0円
100mm	2,750.0円
125mm	3,630.0円
150mm	5,500.0円

- 4 前2項以外の口径の水道料金及びメーター使用料金は、企業長が定める。

(水道料金の算定)

第29条 水道料金は、2か月ごとの定例日に給水装置のメーターを検針して、その示す使用水量をその日の属する月分及びその前月分として算定する。ただし、企業長は、特に必要があると認めるものについては、毎月定例日又は定例日以外の日を検針を行うことができる。

- 2 前項の2か月検針に基づく使用水量は、各月均等に給水したものとみなす。

(使用水量の認定)

第30条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、企業長は、別に定める基準により使用水量を認定することができる。

- (1) メーターに異常があると認めるとき。
- (2) 使用水量の把握が著しく困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるとき。

(共用給水装置の水量の認定)

第31条 共用給水装置の水量は、各戸均等とみなす。ただし、企業長が必要と認めるときは、各戸の水量を

認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第32条 月の途中において、給水を開始し、又は給水を中止し、廃止し、若しくは停止した日の属する月の水道料金の算定は、基本料金に限り次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用日数が15日以内かつ給水量が基本水量の2分の1以下のときは、2分の1の額とする。

(2) 使用日数が16日以上又は給水量が基本水量の2分の1を超えるときは、全額とする。

2 メーター使用料金は、月額とする。

3 月の途中において、メーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径の料金を適用する。ただし、使用日数が同じであるときは、変更後の口径の料金とする。

(料金の前納)

第33条 工事その他の事由により、臨時的に給水を受けようとする者は、給水の申込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、給水中止の届出があったときに精算する。ただし、当該届出のない場合は、企業長が、給水中止の状態にあると認めるときにこれを精算する。

(算定基準の認定)

第34条 料金の算定基準となる届出の事項が、事実と相違するときは、企業長がこれを認定する。

(料金の徴収)

第35条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金その他の方法により、各定例日の属する月の翌月に徴収する。ただし、企業長が必要と認めるときは、納期限を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中において、給水を中止し、廃止し、若しくは停止したときは、その都度徴収する。

(手数料の徴収)

第36条 企業長は、次の各号に該当する者から、当該各号に掲げる額の手数料を申込みの際、徴収する。ただし、企業長が特別の事由があると認めるときは、企業長の定める期限までに納付することができる。

(1) 給水装置工事設計審査及び工事検査手数料(1件につき)

メーター口径	設計審査及び工事検査手数料	
	新設	その他
13mm	2,000円	2,000円
20mm	2,000円	2,000円
25mm	2,000円	2,000円
40mm	4,000円	3,000円
50mm	4,000円	3,000円
75mm	4,000円	3,000円
100mm以上	6,000円	5,000円

(2) 指定給水装置工事事業者指定申請手数料 1件につき10,000円

(料金等の減免)

第37条 企業長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(料金債権の放棄)

第37条の2 企業長は、債務者が死亡、行方不明その他これに準じる事情にあるため徴収の見込みがないと認めるときで、次の各号のいずれかに該当し、かつ、消滅時効の起算日から5年を経過したものについて

ては、料金に係る債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、料金債務を相続するものがないとき。
- (2) 債務者の所在が住民票等で調査しても不明であるとき
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条その他の法令の規定により、債務者が料金債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に事情があると認められるとき。

第5章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理)

第38条 企業長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及び管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項の定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 管理

(給水装置の検査等)

第40条 企業長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 前項の規定に要する費用は、当該水道使用者等の負担とする。

(給水装置の緊急管理)

第41条 企業長は、給水装置の所有者及び管理人の所在が不明で、かつ、水道の利用者がいないとき、又は給水装置が使用中止の状況があつて将来使用の見込みがないと認める場合において、水道の管理上必要があると認めるときは、当該給水装置を切り離すことができる。

(給水の停止)

第42条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等がこの条例の規定に基づいて納入すべき費用、料金及び手数料等を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第29条第1項の使用水量の検針又は第40条の検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。
- (4) 前3号のほか、この条例及びこの条例に基づき企業長が定めた規定に違反したとき。

第7章 罰則

(過料)

第43条 企業長は、次の各号の一に該当する者を5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第5条第1項の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕又は撤去した者
- (2) 正当な事由がなく、第20条第2項のメーターの設置、第29条第1項の使用水量の検針、第40条の

検査又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第21条第2項の給水装置の管理義務を著しく怠り、水道行政の運営に重大な支障を与えた者

(4) 第26条第1項の立入検査を正当な事由なく拒んだ者

(料金等を免れた者に対する過料)

第44条 企業長は、詐欺その他不正な行為により第28条の料金又は第36条の手数料の徴収を免れた者を、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が、5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。

第8章 補則

(委任)

第45条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条、第28条及び第36条の規定は、平成19年8月1日から施行する。

2 この条例の施行の前日までに、田布施・平生水道企業団水道事業給水条例(昭和59年田布施・平生水道企業団条例第5号)の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。ただし、料金については、平成19年7月分までは、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月30日条例第1号)

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成25年6月1日条例第3号)

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和1年7月31日条例第2号)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第28条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(令和5年12月26日条例第6号)

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日条例第3号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。